

第8日

平成23年6月20日（月）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。それでは、報告第1号平成22年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費使用の報告についてを議題とします。質疑ありませんか。10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 22年度の繰越明許費計算書につきまして、教育課のほうにお尋ねいたします。

通級教室また特別支援教室の開設におきまして、それぞれ予算が計上されておりました。これは、やはり要望に基づいた計画書において、この予算が編成されているものと思いますが、これがなぜ繰り越しになったのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） どなたか。総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 教育課の予算という形で御質問ありましたけど、全体的なことですので総務財政課のほうで答えさせていただきたいと思います。

議員お尋ねのは、光をそそぐ交付金という事業の中の一つだと思います。これは、国が22年度に経済対策を行いまして、朝倉市としましては22年度3月、23年の3月議会で全額繰越明許をさせていただいて23年に実行するという形でさせていただきましたので、予算上の措置はそういう形で、繰り越しという形をとらせていただいております。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） 通級教室におかれましても、かなりこれは要望が出てる事項でございます。昨年もいつ実施できるんだろうかと期待をされてたところでもございます。その中で、ことしに、23年度に繰り越されてますが、これは4月からもう開設というところでやられているんでしょうか。そのあたりお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 教育課長。

○教育課長（高木昌己君） 今、議員お尋ねの通級教室の件ですけれども、これにつきましては県のほうに設置を要望しておりましたけれども、今年度はついておりません。通級教室は中学校はついておりません。小学校だけございます。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） この通級教室の横に中学校って書いてありましたので、中学校の新しい、新設になる部分だと理解をいたしておりました。小学校は、もう今現在ござい

ますので、今、中学生がやっぱり望まれております。義務教育でもございますし、小学校、中学校まで子どもたちは同じように、やはりいろんな障害抱えて学習困難な、苦勞しておりますので、ぜひともこれ中学校まで延ばしていただきたい。これは、切実な現場の声でもあります。そのあたりで、中学校っていうのがここについておりますので、どうして中学校までできないのか。その点、もう一度お願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） 中学校の関係につきましては、県との関係がございますので、その関係も含めまして本年度につきましてはできなかったということでございます。ただ、私どもとしましては、今議員おっしゃるように義務教育の中での通級という中で、やはり小・中を含めて実施できるようにということでは努力しているところでございますが、県との関係もございまして、本年度につきましては小学校ということになったということで御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） その件に関しまして、ここで中学校100万円という繰越明許になっておりますが、このお金が、結局は今年度は実現できなかったんですが、どのようになるのか。措置がどうなるのか。使えないということになるんですが、どうなるんですか。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） それで、予算の使途の関係につきましては、今すぐはちょっと最終的な県との確認等が、打ち合わせ等もございますので、ちょっとここではお答えできませんが。今後、そういった使途につきましては協議をさしていただいて、整理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。12番桑野博明議員。

○12番（桑野博明君） 確認で御質問したいと思います。

財源の内訳の中に未収入特定財源、特に国庫支出金であります。交付金等のきめ細かな交付金とか光をそそぐとかそういったところは大丈夫かなというふうに思うんですが、この東日本大震災によって、国からそれから県からの国庫支出金が今後削減という形にならせんかいなという、危惧するところがあるんですが、その辺は市としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 国庫支出金たくさんございまして、大震災の件の御質問のようでございますが。

一般的に国の補助事業をする場合は、事業の計画を出します。そうしますと、交付決定という形で国が朝倉市の割り当て金額を示した形を行いまして、その額は当然22年度の国の予算の中で決定されたもの、枠を確保したものが通知されるわけでございます。その分でここに書いております未収入特定財源としては、朝倉市の財源はとられております。

ただし、事業が少なくなれば事業の内容によっては減る場合がありますということで、枠としては確保されています。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第2号平成22年度朝倉市一般会計予算の事故繰越使用の報告についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第3号平成22年度朝倉市下水道事業特別会計予算の繰越明許費使用の報告についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に報告第4号平成22年度朝倉市土地開発公社の決算についてを議題といたします。質疑ありませんか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 開発公社の決算の中身でお尋ねをしたいと思います、2件ほどお尋ねをしたいと思います。

用地の保有状況を見ますと、資材置き場それから道路改良用地それから杷木の林田工業団地の用地が、3つが確保されておりますし、そのほかに平塚工業団地関係の事務がなされておるようでございます。その中で、道路用地につきましては、次の新年度の事業計画の中で市に売却をされる予定であるようでございますが、残ります資材置き場につきましては、これは、年々土地単価が借入金の利子等で上昇をしておるという状況にあらうというふうに思います。そうしますと、今現在で、期末でみますと、平米当たり4万円近くの金額になっておるわけでございますし、今の社会情勢から見ますと、土地の、朝倉市におきましても、これは全国的でございますけれども、土地の値段は下落の傾向にあるわけでございます。いわゆる開発公社がやっております先行取得というのは、公拡法に基づく指針に基づいての事業計画が進められることが本来であらうと思いますが、今の時代にそぐわないというのが実情ではないかなと。そうなりますと、こういう土地につきましては、もう考えますと塩漬けもいいとこじゃないかなと、悪い言葉で言えば。何とか、この目的を含めて整理ができないものか。

それから、もう一つは、この林田工業団地につきましてもそのままになっておりますし、早くこれを何とか整理をしていかなならないであらうというふうに思うわけでございます。今、市においては、特別会計の工業用地の部分の特別会計も残されておりますし、その中でどうするのかという検討もあっていいのではないかな。ここの場合は、一つは全部完成しておりますので、土地の価格はふえてないようでございますけれども、やはり、後、維

持管理費等が出てくれば当然出てきますし、これに伴います、これはもう両方ですけれども、金利のほかにあるいは維持管理費のほかには最終的には事務費3%が出てくるわけです。そうすると大きな金額になってくるわけです。

それから、もう1点は、お聞きしたいのは、平塚工業団地の農業用施設の引当金4,000万円がそのまま残っておるようでございますが、これにつきましても何とか早く整理を、私はしていくべきではないかな。もういつまでも開発公社でやるべきなのかなという気がするわけですが、そこあたりの考え方をお教えいただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） 土地開発公社の所有している土地それから林田工業団地の今後の考え方ということだと思います。

どれもほんとに難しい問題でございますが、林田工業団地は20年度ですか、庄分酢というところが来まして、あと下の段がまだ残っているわけなんです、これについても今後企業誘致をいろいろ図っていく中でまた進めていかななくてはならないことだと思っております。

それから、平塚工業団地造成の際の御指摘のポンプの件です。このポンプ2基を設置している件でございますが、今後土地改良への移管条件費用等への組み替えというのにも検討する必要があるということで、理事会のほうでは御報告をいただいております。いずれにしても、今後鋭意進めていかななくてはならないことだと認識しております。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（高良 寛君） お尋ねの資材置き場の件でございます。

現在、道路事業に伴いまして、用地買収を鋭意努力をし、進捗中でございます。その関連での代替地の候補になり得るということで取得をしております。関連の地権者の方にも現在協議を進めておりまして、早急の処理ができるように努めておるところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） そうなってきますと、いつの時点か今の状況ではわからないんじゃないかな。これを活用するのが、本当に今の状況の中でいって、仮に補助事業になった場合でも、こういう単価で買えるのかな、私はそういう心配をするわけです。そこだけぽこっと高い単価ということにはならないであろうと。そういう点を私は十分注意をしておかにならん部分であろうというふうに思うわけでありまして。あるいは、最終的には開発公社がある程度損失をして売ることという部分でもあろうかなと、方法もあろうかなと思いますけれども、開発公社がそれだけの余力があればいいんですけれども、今の段階では、少しは準備金等もあるようございます。その辺を含めて、やっぱり早くこの辺を何とか整理をしておいて、活用するなら活用する方法もとれるのも、何とかあるんじゃないかな。ただ単価が上がるばかりを放置しておくのがいいのかな、私はそういう気がしてなり

ませんので、十分検討をお願い申し上げたいと思います。

それから、もう1点は、開発公社として、今の実情の中でこのままずっと、職員は嘱託でも何でもいいんですが、今のままで置いておっていいのかな。経費をどんどん、決算を見ますと、損失の決算になっておるわけです。そういうことでいいのか、もう少しこの開発公社のあり方、運営の仕方というものを、私は検討すべきではないかなという気がするわけですが、そこあたりの考え方もお聞きしたいと思います。

と言いますのは、この前、特別会計の、工業団地の場合、そちらを残すのか開発公社で今後やっていくのかといった場合に、開発公社よりか工業団地のほうはこっちでもやりますというようなことがあれば、二股でどうも中途半端になっておるわけです。そういうところも、私は早く整理すべきではないかなと思いますので、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） 御指摘いただいたそういう件につきましては、御参考とさせていただきます、今後理事会等で協議してまいりたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第5号平成23年度朝倉市土地開発公社の事業計画についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第6号平成22年度財団法人あまぎ水の文化村の決算についてを議題といたします。質疑ありませんか。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 今回、22年度決算で久方ぶりに水の文化村の決算報告書を見させていただきました。実は、土曜日に全く予想外の市民の女性から、「水の文化村の何か問題があるのではないですか」というふうな話がありまして、じゃあもう一回調べてみましょうということで、21年度決算報告書それから22年度当初予算書を見ながら現在の22年度決算報告書を見たわけですが。

まず第1点として、21年度の決算報告書では帳簿価格、これは財務諸表に対する注記ということで本体の決算の貸借対照表、その他ではありません。財務諸表に対する注記の中で、帳簿価格が5億円、5億円、3億円、すなわち仕組債の問題です。今まで、明らかにこの問題については論議をなされてこなかったなかなか難しい問題でありましたけども、22年度決算の中で、22年度当初収支予算書の中で仕組債13億円、国債等6億円ほかの運用利息と、もう明確に備考欄で書かれております。ということは、水の文化村は、基金の20億1,000万円の中の19億円が仕組債等13億円、国債等6億円の運用ということで使われて

おります。

問題は、まず第1点は、21年度決算報告書を見ますと、帳簿価格が5億円、5億円、3億円すなわち合計13億円の中で、時価が、細かくはもう言いません、全体的に3億4,653万円ぐらいの欠損が出ております。評価損益として出ているわけです。要するに、帳簿価格5億円、5億円、3億円、時価幾ら、評価損益が3億数千万円というふうな計算で明記されておりますが、22年度決算を見ますと、ここには帳簿価格で時価と全くおなじものが提起されて評価損益はゼロとなっております。これは、会計上のとらえ方によって変わったんだろうと思いますが、まず、この点についてどういうふうにお考えになっているか、1点目。

それから、2点目は、これは全国的に現在円高が進みまして、これは非常に大きな問題で、財産の利息運用で財源確保を図るという最初の目的が逆になっておるといことが非常に提起されまして、あるところでは裁判にかかっているというような状況です。これが仕組債の仕組み、まさに仕組債の仕組みというものが非常に巧妙な、デリバティブというような難しい、私も全くわからないような仕組みの中での運用でありますので、債権でありますので、これに手を出したということで、全国的にも問題になっております。

恐らく、回答としては、満期は30年で元本利息、元本が保証されますと。しかしながら、これを調べてみますと、実際は当初5%以内の運用利息ですが、円高その他によって0.1%から5%の枠内で動くということになってきますと、25%を累積金利で支払いますと自動的に解約っていうことになります。現在3億円以上の評価損が出ているということ、まずもう先ほどの話で、帳簿上の問題と、出ているのか出てないのか。これが出ておるとすれば、13億円掛け0.25%掛けますと約3億円ちょっとになります。これから、なかなかこの問題を含めて、いつこの問題を、問題ってというのは仕組債に対する執行部、市長の考え方がここは大事になると思うんですが、どのように処理していくかということが提起されてくると。今は、評価損ですから実際の運用については問題ありませんよっていう単純な答えになっているんだけど、これは、もう私どもも含めて十分な知識がないがゆえに、そういうふうの説明されますと、ああそうなのかと、實際上また上がってくりや問題ないじゃないかというふうな形になるんです。ところがそうはなりません。私もこの問題ではありませんけど、仕組債はもちろん関係ありませんけども、国債を少し見ておりますので、どのように今運用されて動いているかっていうのは十分に承知しております。非常に厳しいです。こういった問題を執行部としてどう考えておるのか。

この2点について、恐らく時価法っていうふうに書いてありますので、時価法によって該当しないというふうな言葉が22年度決算報告書には出てます。いわば、きわめて、これは本来は一般質問でやるべきだと思います。質疑3回という限界の中で、この問題を明らかにして執行部の考え方を問いただしていくというのは、非常に限界があるということを前提としながら、まずこれが出てきたわけですから、まずは1回目の質問にしたいと思

ますが、よろしくお願ひします。

○議長（手嶋源五君） 企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） まず1番目の御質問ですが、13ページの5にございます満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益の表記が昨年度と異なるのではないかという御質問だと思います。

一覧表によります保有債券は満期保有目的の債権でありますため、公益法人会計基準において売却原価法、定額法ですが、にて評価を行うこととなっております。満期保有目的の債権に分類された債権を償還期限前に売却を行った場合には、満期保有目的の債権に分類された残りすべての債権について保有目的の変更があったものとして、売買目的有価証券またはその他有価証券として評価方法によらなければなりません。したがって、この報告書の12ページの1の(1)の2の①の記載してありますとおり「時価のあるもの」、「期末日の市場価格等に基づく時価法による」とおり、その他有価証券で時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法による評価を採用しています。その結果、帳簿価格は時価による評価額となっておりますので時価と同額となり、結果評価損益は帳簿上ゼロとなっております。なお、これにつきましては、公認会計士により確認をいたしております。

それから、2つ目のほうの仕組債の関係でございますが、この仕組債は売買目的ではなく満期保有を目的にしているものでございまして、償還期限になれば満額が返ってくるものが、まず100%保証されたものです。具体的には13ページの5に記載されてますスウェーデン輸出信用銀行債、野村ヨーロッパファイナンスNV債、スウェーデン中央金融公社債の3つでございまして、これが合計13億円の仕組債を保有しております。なお、これらの仕組債は信用格付機関から高い信用力を得られているものばかりです。平成22年度の運用収入は1,878万3,128円となっております、年利で言えば約1.44%となっております。

それから、今後の考え方でございますが、一つは、平成25年11月30日までにこの一般財団法人もしくは公益財団法人への移行手続きというのが今後考えられるわけですが、現時点では、財産運営に対しましてきちんとした考えはまだ持ち合せておりませんが、この移行していく中で、県と十分協議をしながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 運用法の考え方（発言する者あり）その運用方についての考え方、どんなですか。市長。

○市長（森田俊介君） 今の御質問は、現在の仕組債という形での運用方法についてどう考えるかということによろしゅうございますか。（発言する者あり）いや、それは、今課長が答弁したとおりの答えということになると思います。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 今、私もこれいきなりでは困るだろうと思って、21年度決算と22年度の報告書を予算書持っておいでってということで事前に言ってあげてるんです。抜き打

ちじゃあ大変だろうと思って。それを答弁したと思うの。

これは、今私が質問してるのは、全く今課長が答弁したことが今までも繰り返されるんじゃないかということで、私がちゃんとそれを言ってるわけ、質問の中に。それで違うところが出てきてますと。

1番目に言ったのは、30年満期で戻ってきますよと、だから大丈夫ですよっていう話だけでも、実際上は、1年は5%の金利が約束されますよってことになってるけど、その後は円高の動きによって0.1%から5%の範囲内で推移しますと。しかも円高が進んでくると、ほとんど0.1ですから金利としてはほとんどないぐらいの状況になりますと。しかも累積金利として25%になると、これは自動的に解約というふうに、早期償還されるというふうになってるといふふうになると、現在の評価損益というものが、3億円を超してる。ここあたりの評価損益が、きちんと今回の22年度決算では出てきてない。21年度で決算はきちんと出てるわけです。これ、21年度決算報告書できちんとこの執行部が出した帳簿価格、ここの帳簿価格が変わってます、時価会計で。もうそんなことは承知です。だから次の質問もあるんだけど。しかし、帳簿価格で、一例で5億円、5億円、3億円なんだけども、時価で3億5,300万円、ほとんどそれとおんなじなんだけども、そうすると評価損益で1億4,600万円、1億3,100万円、6,800万円ってきちんと出てたものが、時価法という時価会計に変わることによって、今度は帳簿価格が時価、22年度決算書では全く同じ金額が13ページに並べられていると。これは、一応こういう会計ですよっていう注記で。ここに、貸借対照表という形で出てくるときは、5ページに投資有価証券っていって、当年度が15億8,291万円って出てきてるわけ。13億円のところから現在時点で全部で19億円、足して仕組債が13億円、国債が6億円だから、なかなか頭の、ここの5ページを見るときに15億8,291万円っていうのは、これは19億円の現在時点ではこうなっていますよというふうな時価法での評価なんです。しかし、これは会計上こうですよと言われればそれはもうそうしましたという話になるんだけど。私たち一般市民あるいは市民代表の議員としては、このように21年度の決算報告書に出されたような帳簿価格が変わりましたが評価損益はありませんという22年度決算のやり方では、本当に評価損益はないのかという話になります。

それで、これを論議するのではなくて、今さっき言った時価法って言ったけども、書き方も変えなきゃいけないんだけど、これ21年度の注記では全く同じ文章で、22年度決算書も書かれてて、最後の1行、5番目に「なお、評価損益は期末日の市場価格等に基づく時価法によっているため該当しない」と書いてあるんだけど。公認会計士に聞けばわかると思うんだけども、評価損益が出た場合は、損益計算書で出さなさいというふうになってるんで、これ。評価損益が出てこないと、実際に買った金額よりも時価相場で下がってるから、しかしそれは上がる可能性があるから大丈夫だ、満期まで大丈夫だっていう考え方がわかれると、はあ、そうですかって、これに反論のしようがない、普通、知識がなければ。

知識がなければ、これに反論しようがない。今、課長が答弁したことにて、知識がなければ、ああそうなの、ならじゃあ大丈夫なんだね、30年後には戻ってくるんだね、30年後には。もう数年経過してますけども、そういう考えになるんだけど。

まず、1点としては、やっぱり購入価格というものが出されてきた21年度までの会計の示し方が、22年度の時価会計法っていう形によって帳簿価格が時価と一緒にあって、それが現実的には評価損益はないというふうになるんだけども、そうするとそれは損益計算書できちんと出さない。そうすると、注記、これ注記だから、書きようによっては、市民がわかりやすい、私に分かりやすいような書き方にも変えられるわけ。貸借対照表は、ちゃんと法が示した時価会計法をとるっていうことであれば、それに基づく表示が出されるでしょう。これを変えろちゅうわけにはいかん。しかし、財務諸表に対する注記としてみんながわかりやすく、これ、わからないようにするのが目的ではないはず。現在、19億円で買った仕組債、国債が、現実的には期末日の現在時点で幾らになって、現在時点で幾らの評価損が出てるのか。これを毎年毎年きちんと出して行って、決算というのは見ていくべきではないか。これが私の考えです。わかりにくいあるいは該当しない、評価損益ゼロ、そんなことが21年度決算でちゃんと出てきてるものが22年度決算で出てこないという、そういうふうな会計をとったならば、別途によって知らせるとする方法をとるべきではないですか。これをすんなり見ただけでは、これ選挙戦でも問題になったし、数年前も問題になったんですよ、実は。それで、私もこの間もう下野しておりましたから、もう森田市長はよく知ってるはず。この問題について。これを明らかにして行って、現実の運用はどうなってるかということ、これ決断を迫られてくるわけ、市長は、必ず。それで、今金利が高いついていったら損はないじゃないかって一般的に思うけど、上限25%で償還されますよってことが出てくれば、そのときの時価評価額が13億円掛ける25%にすると3億2,500万円ぐらいかな、それぐらいにしかならない。そうすると、現在時点でもう既に3億円以上ぐらいは評価損が出てる。金利が入りました、しかし現実的には非常に厳しいものがあるということになってくると、これについて市長はどのように考えていこうとして、今後の運用としてどう考えてるかちゅうのを聞いているわけです。

それから、もう1回、公認会計士との話だけでも、財務諸表に対する注記の中で評価損益ゼロというふうになってくると、確かに法的には時価会計法だからそうなるけども、市民に知らせるときに、損益計算書が出てないじゃない。損益計算書が出てないから、損益計算書に書けて書いてるわけ、時価会計法の中では。そういうふうに損益が出た場合はこれ出されてない。こういう決算書では、ほとんど私たちはわからんではないかということです。

一般質問じゃないというような顔してる人がおるけど、大事な話じゃない。これが今まで看過されてきたっていうことは。3億数千万円の評価損益が出てるにもかかわらず、これをすんなり決算書で認めますっていう形になりますか。だから、その運用方法って

うのは、これから先こういう問題に対してどう対処していくかっていうのは、トップの責任でこれを明らかにすべきではないかと聞いているわけ。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） 御指摘いただきました標記の仕方につきましては、これまで定額法で表記してたということで、今回から時価法になりましたこと、それから資料が不足だということは、非常に厳しく受けとめたいと思っております。

それで、水の文化村理事会を開催する中で、御指摘されたことは、きちんと協議してまいりたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 失礼しました。今、企画政策課長の答弁でした。

市長。

○市長（森田俊介君） 御心配いただいているのは、本当に、私も同じような心配を。

実は、これが30年で買われたのが平成14年当時だそうです。30年という形で、確かに議員が言われるように、5億円の現金ですから、現時点で売ればそれだけの損失が出ます。ただ、これはあくまでも買われたときに私どういう形で買われたかは、事情は存じませんが、30年間持っところという形で買われたんだろう。そして、その当時金利がよかったと、有利だということで、そのときの判断で買われたんだろうと思います。ただ、私自身の考え方としては、じゃあ30年間だれが責任を持つのかと。言われる、今みたいに円高になってドル安になったときには当然今日の結果は予想されたはずなんです。じゃあ、それをだれが責任を持つのか。果たして、こういったものが、こういった長期の30年という形が本当にいいのどうかというのは、また十分考えていかなきゃならん問題だろうと思います。ただ、現実にもう買われておる。そして、今の時点で売却すれば、言われるような、実藤議員言われるような額でしか売れない。下手するともっと安い金額でしか売れない可能性もあります。ですから、そこらあたりは、今後、これは、水の文化村自体の今後の経営ともかかわっていく問題ですから、そのことも含めて十分検討していかならんというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 最後の件は、23年度当初の7号で出てきますので、そこでちょっと私も質問したいと思っておりますので、一応置いときます。

これは、現在時点でどうするかこうするかっていうのはなかなか難しい、それはもうそれこそ市長がおっしゃるとおりです。今、即解約すればそれは赤が出てしまう。しかし、金利はそれだけついてきているのか。1,800万円ついてるといっただけでも、これも上限がありますよという話になります。そうすると、その上限、早目に金利をいっぱいもらえば、円安で、それは、今度はドーン下がってきたとき。

今一番ここでポイントになっているのは、全国でも幾つかこの市町村でこういうことやっているわけ。そのときに、これを30年間、そのまま塩漬けにしておくのか、まさに先ほど塩

漬けっという言葉が出たけども、それでいいのか。こういう状況が予測されるときに、市長としてあるいは長としてあるいは村長として、その時点ではあったけども自分の責任ではなかったが、現在この問題がここに来てるといふときにどのような決断をするかっていうのが、長として、森田市長だけじゃなくて全国の市長に問われてることです。

だから、私はきょうの段階で、今どうせいこうせい言っても、これが絶対にこれから回答が出るはずないんで、やっぱり私たちはこれを共通認識として、こういう問題があるんだっていうのを議会の中で、やっぱり明らかにしながらして、そして、先ほど言ったようにびっくりするような人が質問してるわけだから。何も特殊な組織団体から来てどうのこのじゃない。ある一市民がこういうものについて聞いてるけど、議会はどうですかかっていう質問をされたわけだから、やはりそういう面では関心があるんだと、市民は。これが内々になってはいけないということです。

それと、もう1点、現実の評価損益がきちんとどれだけ出てるかっていうことが示されてないんで、もう私もこれ3回目だから、あとはもう回答を待つかないから、それを示してほしいということです。

先ほどの確認ですけども、評価損益が幾ら出たっていうことは、今後23年度の決算では出してくれますね。今、先ほど前向きに検討して、それをやらせますと。

で、一番大事なのは、もう1回確認しとくよ。恐らく、公認会計士ぱっぱぱって言うた、あなたたちそうじゃそうじゃってなるから。しつこいと思うかもしれないけど、これが私たちの義務だから、私の義務だから。いいね、市民が見て、ああこうなってるのかと、わかりやすい注記にすべきです。これ見たら、全く評価損益はないという結論しか出ないようなものが、21年から22年度に転換されてること自体に問題がある。でしょう。私たちは市民に事実情報をきちんと知らせていく、そして法的にも損益計算書であらわしなさいと、損益が、評価損が出た場合は。これも出てない。これをもう1回確認して、もう時間もありませんし3回目ですから、この点について23年度の決算書ではきちんと出してくるかどうか。そこだけを、市長でもいいし、課長でもいいし回答してください。

○議長（手嶋源五君） 企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） 今御指摘いただいた件につきまして、水の文化村の理事会のほうで協議して、そのような表記にまた再度変えるようにということで、御指摘ありましたということを伝えた上、協議したいと思います。（発言する者あり）

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 法律の規定も確認した上で、法にのっとって的確に対応いたします。

○議長（手嶋源五君） ほかに。（発言する者あり）副市長。

○副市長（埜本 潔君） 損益計算書で、損益について示せということにつきましては、法律の規定に基づいて的確に対応いたしますというお答えですが。（「ちゃんと質問しと

るやないの。13億円で買って、それでプラスの6億円で買って、そしてここに22年度の決算書、今審査しているわけだから、22年度の5ページに15億8,221万円……」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） 18番。暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時44分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） 済いませんでした。

21年度の事業報告書の決算報告書の中では、先ほど言われましたように3億5,275万8,600円の損益通算のマイナスとなっております。それから、23年度末では、単年度でございますが、4,828万6,000（発言する者あり）22年3月31日末では3億5,275万8,600円でございます。（発言する者あり）済いません、これちょっと資料が間違っておりました。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 実藤議員の御質問ですが、まず仕組債13億円あります。評価額といたしましては、棒読みで1005180000、10億518万円です。評価額ですよ。先に評価額を言わせてもらいました。評価損といたしましては、2億9,482万円でございます。それが仕組債だけの評価損でございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかに。（発言する者あり）総務部長。

○総務部長（渡邊義明君） 手元の資料が一覧表という形にはなっておりませんで申しわけありませんが、国債だけでいいとわかります。評価損益といたしましては、472万円の益が出ております。ただ、水の文化村については社債というのがありますので、社債についてが評価損が出ております。1つつ言いますと、よろしいでしょうか。3,400円の評価損と814万円の評価損、それが2つが社債です。手元にはそれしかありませんが、御質問では、評価損だけで、これだけでよろしいでしょうか。

○議長（手嶋源五君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第7号平成23年度財団法人あまぎ水の文化村の事業計画についてを議題いたします。質疑ありませんか。18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） 今回の3ページを見ますと、4ページです、管理費の中で嘱託員村長報酬っていうことで出されてます。これは、それは是か否は別として、これは予算書ですので、先ほどのことを踏まえながら、少しでも、私の質問の趣旨は、市が1,000万円

出してるわけです。先ほどの運用がうまくいけば、その厳しい状況の中で1,000万円も出さなくてもいいんじゃないかという一つの考え方があるわけです。

それを踏まえて、やはりこの文化村というのは、私も今回観光協会のほうの参与ということで入りましたが、全体的に市長もだれも考えても、観光というものを重要視していこうという考え方が、もうみんな共通だと思います。その中で、まず第1点は、村長を今回置くということの、水の文化村の現在までの経過とこれから先の事業計画にのっとなって、どういうふうな戦略、戦術を描いていこうとしてるのか。今日まで、22年度決算ではもう質問しませんでしたけども、やっぱり市民からすると宝の持ち腐れということで、本来ならばぐるり回って山間部の一番大きな拠点にならなきゃならん水の文化村、そのためにつくられてるわけですが、それが非常に厳しい。そういう形で出されてきたということになります。これは、どんなにでもこれを活用してということになるんでしょうけど。基本的な、村長を今回入れて管理費として出されてきてるということについて、まず質問したいと思います。

○議長（手嶋源五君） 企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） まず、水の文化村財団に指定管理をしてるということがまずございます。その中に嘱託職員として村長さんを1人配置しているということですが。お聞きしますと、内部の努力を非常にされてあるようで、特に4ページの上のほうの委託料あたりを見ていただきますと、昨年度よりもまた本年度は500万円からの低い額で、維持管理業務あたりもしていただけるようになっておりまして、この辺で非常に努力されているなというふうに認識しております。

それから、今後のことについてですが、先ほども言いましたように25年10月ですか、財団から公益法人に移行することが考えられるんですが、その間にそういったことにつきましては、また十分協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤輝夫議員。

○18番（実藤輝夫君） これは、先ほどから、少し皆さんも、ネガティブに実藤が質問してるなど、こういうふうに思っておる方もおるようなので、この質問はそういうことではありません。明らかに決算を出すことによって余剰財源ができて、それを今度は事業計画の中で広げていく。そして、中心的な場所に、水の文化村をするためにはどうしたらいいのか、財源確保と同時に人的確保そして横の交流、これはみんなが考えることです。しかし、それが、一つ一つが今までばらばらだった。そして、まずは財源の問題をきちんとして見直して、水の文化村を見直していこう。そして、今回内部管理費として、これを村長が努力されてるということで非常にいいことです。今度は、この事業計画書の中で、今度はどのような、ここに書いてありますけども、これが単発でわかる。みんなそうです。今、今回も観光協会の中でも論議をされてきていますし、また総会もありますが、非常に単発ではある。横の流れがあるようでないというようなところもあってるわけです。だから、

それは評価の取り方ですが、誘客を含めて今後どうしていくかというときに、少しでもベターを求めて私どもはやっていく。批判をしているわけではありません。よりよい水の文化村ができ、そしてそれが中心的な観光の点々線が、点が線になり面になるための拠点になるために、どのような考え方で23年度は進めていかれようとしているのか。個々のことは読めばわかりますけども、もう一度、これの戦略、戦術があれば、今度はそっちの面で御回答いただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 企画政策課長。

○企画政策課長（秋穂修實君） ほんとに、そういう御指摘をいただいてありがとうございます。確かに、この23年度の事業計画を見ても、例年並みといえば例年並みのような事業を書かさせていただいておりますが、さらにこの施設の充実とか集客それから朝倉市に対する魅力づくりあたりを考えますと、ほんとに議員御指摘のとおり、そういった事業を充実さしていかななくてはならないと思っております。この辺も、また理事会の中で十分協議させて、進めさせていただきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第8号平成22年度株式会社ガマダスの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 大きな目的を同じくするような第三セクターがガマダスと水車公園と2つあるかと思っております。ずっと前から言ってますけど、研修費と宣伝費とか重なる部分については、共同で事業を行っていく、予算を共有していくという形は使えないのかっていうのをずっと質問してまいりました。指導とかそういうのが決算書にはあらわれないんですが、いかがなものでしょうか。どこに問題点があるのかをお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 朝倉市内に2カ所、対外的に見ますればおんなじ朝倉市の中にある産直施設ということなので、宣伝や研修を一緒にしてはどうかという御意見を、一昨年でございましたか昨年でございましたか、いただいております。

現在、三連は野菜の産直というイメージがようやく定着をしております。バサロのほうはもう従来から、もともとが果実の町でございましたので、フルーツの直売所というイメージが定着をしております。したがって、宣伝等におきましては合同で行けるのかなとも思いますけれども、現在の産直施設の競争状態を見ますと、研修等は当然一緒に、接客のマナーから販売のやり方、そういうものは当然すべきだというふうに考えておりますけれども、それぞれの戦略もございましょうから、私どもといたしましては、指定管理者でありますガマダスと三連水車の里に運営委員会としてできるだけ入らせていただきまして、そういう旨を伝えてきているところでございます。が、まこ

とに申しわけなく思いますけれどもなかなかうまくいっていないという状況でございます。まず三連のほうにつきましては一定の長期戦略をもとに検討を進めているようでございますけれども、バサロのほうがそこまでいっていないのではないかとというふうに現在判断をしておりますので、今後運営委員会等を通じまして、積極的に指示をできればしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 今、課長が申されましたように、意識の差があるのかなというのも思っています。2つの同じ第三セクターが、ずっとこのままあっていいのかなと。お互いに競争することも大事でしょうし、もしくは一つになって大きく朝倉をPRしていくという方向性もあるかと思うんですが。それを考える前に、同じ土俵にまず立ってもらわなければならないのかなと思います。といったときに、何が違うかといったら利用組合等の株の持ち株とかいうところの意識づけが違うんではないのかなと、私自身は感じています。行政としても、そこあたりのところを御指導を考えてないのかなと思っています。そこができれば、そういう研修とか宣伝とかいうのも、朝倉市の農家の人たちの本当の目的の、この朝倉の物産を広めていくということで共有していくんではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 持ち株の利用組合があるなしというようなこともありまして、同じ土俵に立つことができるかということでございますけれども、基本的には株あるなしにかかわらず、産直施設というのは、もともとが安心・安全で新鮮だということから始まっておりますので、その点を生産者の方については十分認識をされてあると思います。が、その管理をする指定管理者がどのように考えてるかっていうところにも、やや相違が出てきているのではないかとというふうに考えておりますけれども。いずれにいたしましても、ここ近隣の産直施設が7つも8つも建つ中で、基本的には5億円を超える産直施設というのは著しく伸びが落ちていくし、それまでの産直施設は、おおむね順調に伸びてきているようにデータ上はなっております。つまり、後発したところは先発隊に追いつけということで一丸となって取り組んでいるということが根底にあるのではないかとというふうに分析を、私見でございますけれどもしているところでございます。したがって、大きくなったときにじゃあこの後どうやってこれを維持していくのか、維持発展させていくのかということになりますと、議員がおっしゃるとおり連携が不可欠というふうには考えるところでございます。今しばらくお時間をいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 個々の、それぞれの第三セクターが頑張るっちゅうのも非常に大事なことでありますが、もう一つ第三セクターですんで朝倉のPRをしていくという大き

な思いもあるかと思っています。これは、農業産業だけではなくってほかのいろんなところも含めて、それが第三セクターの大きな意味だと思っています。今、元気のあるところは、糸島、ほんとに糸島が、福岡都市圏から見たら、農業それから野菜とかそういうのがみんな糸島のほうが元気のいいように聞こえてきます。また、そういうふうにもスコミもどんどん取り上げてますし、地域戦争というのがあるようです。東京でもそれぞれあるように、この朝倉だからこそ第三セクターだからこそ、もう少しその中身をしっかりと根っこから一緒に土俵に上げていただいて、朝倉のほんとのすばらしさをPRしていただけるようお願いしたいと思います。要望します。

○議長（手嶋源五君） 答弁はよろしいですか。14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 朝倉市が300株のうちの200株の大株主であるという観点から、社長も取締役会議に出てらっしゃいますので、お考えをお聞きしたいと思います。

非常に収益を上げて、役員報酬とか給料手当とか正式社員がふえたことは喜ばしいことですが、一步前の第三セクター、ガマダスも第三セクター、委託を受けてるガマダス自身も第三セクターなんです、以前ガマダスの中で営農関係で正式社員にしたばかりに、営農関係で赤字を出しながら営農をやめていった。結局影響を受けたのは住民であったということです。

このバサロにしましても、第三セクターで私たちのバサロ、ガマダスが委託管理を受けてるわけですが、非常に役員報酬とか給料手当、退職金、法定福利、福利厚生費合せますと1億円ぐらいなんです、大体収益のうちのどれぐらいがこれに充てるべきなのか。私は、働く人も保証したいのですが、そのあたりの企業努力を求めなくてはいけないと思うんですが、市長として、こういう人件費に充てる割合が収益の中の何%ぐらいとお考えでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） お答えする前に、ちょっとこれ私のほうからのお願いですけれども、ガマダスにしても三連水車の里にしても株式会社なんです。たまたま私は市長という形でその社長を務めさせていただいております。しかし、この場に私は市長として出席をさせていただいております。ですから、本来社長としての答弁は、私はここじゃできないだろうと。それを求められるならば、それぞれの委員会とか特別委員会で社長として、大体社長が違えばそういうふうになるんですけどもたまたま一緒ですから、社長としての出席を請うというような形で、そこあたりを整理していただかないと、私はあくまでもここは市長としての出席でありますから、市長としての答弁しかできません。

それはどういうことかと、今の御質問にお答えするとするならば、それは会社の中で十分考えられて運営されているだろうということしか、市長という立場では言えないということになりますので、ひとつそこらあたりは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田梯子君） そのあたりも重々承知しながら、しかし私どもは出資を200万円いたしております。私どもが、住民が心配してることの物の言い場がないわけです。本当に、私、三連水車もガマダスもこの中山間地域の中で非常に住民を元気づけていますし、生活を潤していると思っています。農家もこれで非常に光が当てられたと思います。つぶしてはいけないという思いが非常に強いわけです。そういった意味で、市長としてこれだけ2つの施設をおつくりになりましたけれども、このあたり見通しといたしますか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 会社の中の運営についてはほかの取締役さんもいらっしゃるんで、市長としての、いわゆる直売所としてのバサロあるいは三連水車の里というものが、この地域にとってやはり非常に大事なものであると。そして、おまけにこれはただ単に、もちろん利益を出すことは大事でありますけれども、それとともに本来の設立の趣旨というのがございます。そこらあたりを大事にしながら、いわゆる高齢者の生きがいですとかそういったものも設立の中の要件として、趣旨として入ってます。そういったものをいかに引き出しながら、そして業として成り立たせるか。そして、そのことがひいてはこの朝倉地域のいわゆる農業、観光に資してもらわな困るという思いでありますんで、市としてもできるだけ、どこまでできるか別として、できる限りのやっぱり応援をしていかなきゃならんというふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第9号平成23年度株式会社ガマダスの事業計画についてを議題といたします。質疑ありませんか。12番桑野博明議員。

○12番（桑野博明君） 決算でも質問してもよかったんですが、計画の中で、これ22年度、23年度っていう、5ページ、予算計画案があります。農作業支援と大手山公園のところなんですけど、これは毎年毎年、農作業の分に関しては、これはひまわり農園のことだろうと思うんで、宣伝費としてはそれだけ経費も入れますと700万円ぐらい、720万円ぐらいかかっているんで、いたし方ないのかなというふうに思うんですが、大手山公園の分に関しては、実は毎年毎年500万円ぐらいの赤字となっております。

よく見ますと、私、市からの指定管理料があるばっかりに500万円の赤字を生むような事業をしなくちゃいけないのかなというふうに、実は見えました。この件に関して、どういふふうにバサロの中では、株主総会等で、この事業に関して、一生懸命バサロで収益を1,900万円も上げてるんですが、このパン工房等と農作業支援と大手山公園で1,500万円の赤字になっております。その辺は、第三セクター、公的な立場と利益を生む立場があるかと思いますが、どういふふうにお考えなのかなと、聞かせてください。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） パン工房、農作業支援、大手山公園の赤字の件でございます。

私どもは、特に取締役でもございませんし、たまたま運営委員会それから取締役会の記録係という形で、ようやく入れるようになりました。その中では、聞いた話等を勘案しますと、パン工房につきましては、やはり直売所でのパンの販売がっております。そういう中で横にパンがあると、ガマダスとしても模索をしてるようでございますけれども、なかなか有効な手だてがないと。それから、従来からレストランをパン工房ではやっておりました。これは、公設民営という形でございますけれども、大きな赤字等が出ましたのでレストランから撤退をしたところでございまして、取締役会の皆さんの話では、何とかやりたいけれども現時点で有効な策を打ち出せないでいるようなふうに、ちょっと感じております。もちろん、休憩所が、全く、バサロにつきましてはレストランとかそういうものがございませんので、そういうところの観点も検討しなくちゃならないということなんだろうというふうに想像をしておるところでございます。

それから、農作業支援でございますけれども、農作業支援につきましては、議員がおっしゃいましたように一定の宣伝効果は上がっておるものというふうに考えております。が、それでも若干大き過ぎるのではないかというふうに、私どもはちょっと考えているところでございますけれども。株式会社の中での話し合いでございますので、株主さん、取締役の御意見がどのようにあるかっていうのは、よくわからないところでございます。

大手山農業公園につきましても同様でございますので、まことに申しわけありませんが御察しをいただきと思います。

○議長（手嶋源五君） 12番桑野博明議員。

○12番（桑野博明君） 大変、株主でもないんで、役員理事でもないんで、なかなか難しい答弁だろうと思うんですが。ぜひ、その辺はやらなくちゃいけないことだろうと思えますし、実は、もう一つ、今度は、朝倉市として行政評価システムの中で、この大手山それから農作業のこの支援金それから指定者管理料がどうなのかっていうのは、やっぱりほんとに評価していかないと、私は強いてはこのガマダスのためにもならないような気がいたしております。ぜひ、その辺は十分に検討なり評価をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第10号平成22年度株式会社三連水車の里あさくらの決算についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第11号平成23年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

10分間休憩いたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時22分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案等の質疑を行います。

それでは、第45号議案専決処分について（平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第46号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第47号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第48号議案財産の取得についてを議題といたします。質疑ありませんか。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 議案書の中で、土地の項目だけが書いてあります。これについては、3月の予算委員会の際に井本議員が建物または施設は要らないんで解体していただきたい。その後で一般譲渡として土地のみを購入したらどうかというような意見もありました。そういう方向なのかなというのが1点です。

もう1点は、3月の議会の中で師岡議員が3月までに骨格を庁内会議で決めてということの説明されたということで、賛成意見を言われてます。どこまで骨格が決まっているかを教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（手嶋源五君） 朝農跡地対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） まず、建物の関係でございますけど、県のほうで不

動産鑑定をとられてます。その中で、建物につきましては現在あるわけでございますけど、建物の残存価値はないというような評価で不動産鑑定が出ております。

それから、活用の関係でございますけど、今まで庁内検討委員会におきまして、随分検討してきたわけでございますが、まず県有地それから校友会有地それぞれございますが、校友会用地の寄附をいただくに当たりまして、平成22年4月1日というふうなことで進めておりましたけど、いろんな農地法との関係で平成22年10月8日をもって校友会用地が寄附をされたというふうなことが1点でございます。

それから、あわせて残りの県有地についてでございますが、あそこを一体的活用するためには県有地の取得も合わせて活用計画を練っていくべきではないかというふうなこともございましたので、現在平成23年度になりまして庁内検討委員会を2回開催いたしているところです。以上です。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 土地の件についてはわかりましたが、庁内検討委員会の中で骨格、どこあたりまでするのか。例えば、庁内検討委員会ですと協議していくのか、それとも市長の一般質問の中の答弁もありましたが、一般市民を含めた中の協議会をいつごろつくっていくとか、そういうものが決まってるんじゃないかなと思って、改めてここで、もう1回質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） ただいま室長お話し申し上げましたように、4月以降2回の庁内検討委員会を開催をいたしております。その中で、22年度に整理をいたしまして県有地の譲渡という運びになっておるわけでございます。その前段の整理の部分も改めて確認し合いながら、いわば県有地を取得するというのは、先般来からお願い申し上げますように、一般譲渡でお願いをするというような方向性でございます。そういう中から、活用についても外部委員会で策定がなされております活用計画、これをベースにしながら、朝倉市として活用の方向性を探っていく。市長も一般質問で御答弁申し上げましたように、年度内には出したいという方針でございますし、私どももそういう確認はいたしております。ただし、協議を進めていく中であって、じゃあどの時点で必要が生じてくるのか、そういう部分も全く、2回開催した中では不透明でございます。今後の協議の過程かなというふうに感じておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） もっと、骨格っていうのは違うんじゃないかな。まず、市長が決断されるためには、そのための情報を集めないかんと思うんです。それが、本当に庁内検討委員会でもいいのかなというのが、3月議会でもそれずっとあったと、私も言ってきたと思いますが。もっと、現場のしっかりした人たちが情報を持って集めてきて、それを市長が英断で決断されると、大きな方向性を。その後に市民を入れた会議を開くという形のも

のが出てきてるんじゃないかなと思ってしたんですが、まだ来てないということでしょうか。質問します。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（埜本 潔君） 庁内検討委員会につきましては、検討する段階で途中途中に、いろんな形で住民の方を入れた場合に、いろんな利害といたしますか、非常に大きな事業ですんで、一たん方向性について整理をした上で、どういった形で市民の方の御意見をお聞きするのかというようなことになろうかと思えますんで。まずは、2回今開きまして検討しておるとい状況ですので、今の時点で、すぐ、じゃあ、もっと、何といたしますか、下部組織に下ろしてとか直接住民の方を入れてっていうことは考えておりません。

どのような形で今後進めていくかということにつきましては、現在月1回強やっておりますけれども、もっと濃度を濃くしまして、議会の中でもいただいた御意見につきましては参考にさせていただいて、検討したいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） よろしいですか。ほかに。10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） ここに取得価格が1億8,650万6,000円と上げられております。私、昨年がちょっと委員会とかいみませんでしたのでよくわからないんですが、2億1,000万円っていう話を記録のほうでは見させていただいたんですが、この差額は、評価額が低くなったということなんでしょうか。それとも、この中身について御説明お願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 朝農跡地対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） 具体的な金額でございますけど、平成20年度に21年3月1日を基準日として不動産鑑定額が、県のほうで出されております。それが、2億580万円という金額が提示されております。これから、時点修正と言いまして、平成22年5月1日の間14カ月の間について時点修正をされた中での、当初の2億580万円から今回上程させていただいております1億8,650万6,000円という数字になったところでございます。以上です。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） では、予算書にはこの金額が上げられるっていうことでございますか。

それと、もう一つ、これプラス管理費がかかってくると思うんですが、そのあたりをどういうふうに見ていらっしゃるでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 朝農跡地対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） 当然、取得していけば維持管理等の費用については、かかってくるものと思っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

○10番（大庭きみ子君） その維持管理費の分は、どれぐらい見込まれてますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 朝農跡地対策室長。

○朝農跡地対策室長（伊東 功君） 当初予算ベースで申し上げますと、用地費を除いた分でございますけど、電気代等それから機械警備等につきまして、当初予算ベースといたしましては1,776万円ほど計上さしていただいております。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第49号議案看板の倒壊事故による損害賠償についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第50号議案民事調停にかかわる調停についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第51号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時32分散会